

## 船舶事故等調査報告書

平成22年4月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第170号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年11月27日 16時30ごろ	
発生場所	長崎県対馬市遠見埼東方沖 厳原港北防波堤灯台から真方位074° 1.9海里（M）付近（概位 北緯34° 12.0′ 東経129° 20.2′）	
事故等調査の経過	平成21年12月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 <sup>まつふく</sup> 松福丸、6.6トン NS2-16925（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 <sup>すみよし</sup> 住吉丸、4.9トン NS3-400143（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首部ペイントはく離 B 右舷中央部小破口	
事故等の経過	A船は、船長1人が乗り組み、約12ノットの速力で自動操舵により南進中、B船は、船長が1人で乗り組み、錨泊して操業準備中、平成21年11月27日16時30分ごろ、厳原港東方沖において、A船船首部とB船右舷中央部とが衝突した。 その後、A船及びB船は、対馬市根緒漁港に入港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視程 約2M以上 海象：うねり なし、波浪 穏やか	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、厳原港東方沖を南進中、船長Aが、周囲を見ずに漁のことを考えていて、B船に気付かなかった可能性があると考えられる。 B船は、錨泊中、船長Bが、自船が錨泊していたことから、他船が自船を避航してくれるものと思込み、操舵室で下を向いて釣りの準備を行っていて、A船に気付かなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、厳原港東方沖において、A船が南進中、B船が錨泊中、A船が周囲を見ずに漁のことを考えていてB船に気付かず、また、B船が釣りの準備を行っていてA船に気付かなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	